

わになって・みんなポカポカ・大鰐町

広報

おおわに

5月号

令和6年
(2024年)
No.748

今月のおもな内容

◆町政指針・・・	◆まちの話題など・・・	◆議案審議など・・・	◆議会だより・・・	◆まちのお知らせ・・・	◆こちら警察・消防！・・・	◆町職員の人事異動ほか・・・	◆おおわにかわら版・・・	◆月替わりの掲載コーナー・・・	◆新採用職員を紹介します・・・
3、	5、	8、	13、	24、	26、	28、	30、	31	32
2	4	7	12	23	25	27	30	31	32

令和6年度町政指針

私はこれまで、財政の健全化・持続可能な財政運営の確立を最優先課題として町政運営に取り組んできました。議員各位及び町民の皆様方のご理解とご協力を賜りながら、職員と一丸となって取り組んだ結果、財政健全化団体から早期に脱却しましたが、その後も喫緊の財政需要による負担増を見据え、第三セクター等改革推進債の一部繰上償還を行うなど着実に債務の償還を重ねてまいりました。こうした取り組みにより、健全化判断比率等の財務指標上は問題ない水準となってきましたが、今後も厳しい財政運営となることが想定されることから、引き続き公債費負担の軽減等を図りながら、必要な財政需要に備えてまいる所存です。

町立大鰐診療所につきましては、コロナ禍の影響で建設及び開所に遅れが生じておりましたが、昨年10月1日よりようやく開所することができました。

病院から診療所へと形態は変わりましたが、これからも町民の皆様が安心して暮らしていけるよう、地域の医療施設等との密接な連携のもと、皆様の健康を守り、生活に寄り添う医療を目指してまいります。

また、役場庁舎建て替えの検討につきましては、昨年度に役場内の推進本部及び外部委員による検討委員会を立ち上げ、基本構想・基本計画の策定を進めてまいりました。しかしながら、コロナ禍からの需要回復に伴う需給逼迫や、世界の不安定な社会情勢が重なったことで、建築費の急激な高騰に直面し、全体事業費や毎年度の負担額が当初の想定を大きく上回ることが判明いたしました。そこで、苦渋の決断ではありましたが、財政事情を考慮し建設事業の実施時期を見直すことといたしました。今後とも住民サービスの維持・向上を図りつつ、他の町有施設等

の財産の維持管理を行いながらも、庁舎建設事業の早期実現に向けて、より一層の財政基盤の確立に取り組んでまいる思いであります。

第6次大鰐町振興計画につきましては、未来に希望を持つことができるまちづくりを町民の皆様と共に推進し、将来にわたって継続的な成長を維持していく指針として、「わになつてみんなポカポカ 大鰐町」を町の将来像に掲げて、昨年3月に策定しました。

近年の人口減少・少子高齢化の進行に加え、コロナを経験したことによる新しい生活様式への変化、資源価格の上昇や円安の進行による長引く物価高騰など、これまで経験したことのない時代への転換期を迎えております。行政需要が複雑多様化する中、町といたしましては、合理的で機能的な行政運営に努め、引き続き財政規律を堅持し、効率的で効果的な財政を推進してまい



大鰐町長 山田 年伸

ります。加えて、人口減少の克服、町の主要産業である農業を主体とした事業承継、産業振興及び観光振興、新設した「わにLINE」をはじめ行政事務のデジタル化の推進など、今後も積極的に取り組み、厳しい社会情勢の中にあっても、本町の魅力を最大限に生かしつつ、将来にわたって持続的な成長を維持してまいる所存です。

これからも「安全・安心」に「健やか」で「心豊か」な暮らしができ、町民一人ひとりが繋がりが大きな輪になることで、皆様が「温かい」と感じ、そして「住みたい、住み続けたい」と思っているだけのようなまちづくりを、議会と連携しながら職員と一丸となつて進めてまいりますので、引き続き町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



大鰐小・中学校で入学式が行われました

大鰐小・中学校の入学式が4月8日、各校体育館で行われました。

小学校では男子16人、女子26人が入学しました。式では、保護者らが見守る中、新一年生は、少し緊張した面持ちでしたが、担任の先生から名前を呼ばれると元気に返事をしていました。新入生を代表し、藤田煌芽さんと嶋田望結さんが「新しい友達と一緒に勉強や運動を頑張ります。」と誓いの言葉を述べました。

町長からは、「最初はできるかどうか不安になるかもしれないが、失敗をおそれず先生や先輩に頼ってほしい。元気にあいさつや返事をしてほしい。」と新入生を祝福する言葉が述べられました。

中学校では男子26人、女子22人が入学しました。校長先生は「これからの3年間で過ごすかこれから的人生が決まります。ぜひ中学校生活を充実させてほしい。」と述べ、新入生を歓迎しました。



■後列左から 土岐氏、原子氏、高橋氏、浅利氏、藤田氏、三浦氏
前列左から 佐々木氏、須藤氏、山田町長、外崎氏、三上氏

農業委員会の組織会及び総会が開かれました

4月1日、農業委員会の組織会及び総会が開催され、町長より委嘱状が交付されました。辞令交付後の総会において、会長に高橋藤人氏、会長職務代理者に土岐工氏が選任されました。

また、4月5日の総会において、農業委員会会長より、農地利用最適化推進委員へ委嘱状が交付されました。両委員とも、任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなります。



交通安全祈願祭

交通安全祈願祭（主催・大鰐町交通安全協会）が4月6日早朝、大円寺本堂で開かれ、約20人が出席し、町の交通安全を祈願しました。

同協会の山田範正会長は「6日から15日まで交通安全運動を実施している。大鰐町では死亡事故ゼロが続いているので、継続していく」と挨拶をしました。

最後に安全運転管理者協会、安全運転管理事業主会が、町長と黒石警察署長に対し、飲酒運転追放宣言をしました。

令和五年度 大鰐温泉俳句箱 年間最優秀句

第一二〇回俳句箱 入選句

令和六年一月～令和六年二月

手古奈賞

●投句数

小・中学生の部	六〇四句
高校・一般の部	一〇七句
合 計	七一一句

●小・中学生の部 (学年は前年度のものです。)

鰯雲飛行機雲も大空に	大鰐小学校	六年	田澤 晴佳
カッコウの声で今日もおきる朝	大鰐小学校	三年	葛西 咲乃
おばけだぞハロウィンはたのしいな	大鰐小学校	一年	藤田 ゆいな
スイカわりあっちへこっちへどこへ行く	大鰐小学校	五年	鎌田 彩吹

●高校・一般の部

遠霞いちど登った岩木山	札幌市	若林 秀
大鰐の湯から眺める秋の雲	福岡県糸島市	吉井 聡美
大鰐に遊びて太宰を思う夏	神奈川県二宮町	埴 昌子
女湯のどつと混み合う女正月	弘前市	斉藤 麗子

優秀賞

●投句数

小・中学生の部	一六七句
高校・一般の部	二二句
合 計	一八九句

●小・中学生の部 (学年は前年度のものです。)

ゆきの音かぜの音もねささやくよ	大鰐小学校	一年	大川 千乃
ゆきふつてみちがみえないどこがみち	大鰐小学校	一年	小堀 すみれ
はじめてのスキー学しゅうたのしいな	大鰐小学校	一年	佐々木 ゆり
ふきのとう小さなあたまた出てきてる	大鰐小学校	二年	工藤 結柳
ことりさんわたしをこごえでよんでいる	大鰐小学校	二年	小田 桐好春
りんごもぎ手かごはこんでおてつだい	大鰐小学校	二年	原田 瑛心
はるやすみあともうすこしなにしよう	大鰐小学校	三年	船水 結衣
公民館たいしん工事で冬みんな中	大鰐小学校	四年	原田 椿妃
帰り道ねこの足あととたどつてく	大鰐小学校	五年	森山 仁子
もうすぐに小学卒業かなしいな	大鰐小学校	六年	赤平 晃大
たくさんの思い出つまつたランドセル	大鰐小学校	六年	畑中 夢叶
冬終わり小学校とお別れだ	大鰐小学校	六年	下山 心菜
卒業だこの学校にありがとう	大鰐小学校	六年	藤田 滯将

●高校・一般の部

一夜にて真つ白き冬枯れの景	東京都墨田区	寒河江 准子
年惜しむ女三人森の宿	上北郡横浜町	紫 雲 英
女湯のどつと混み合う女正月	弘前市	斉藤 麗子
ゆけむりとゆきけむり立つおおわにまち	青森市浪岡	常田 達
ラッセル出発湯けむりの街の夜	東京都品川区	渡辺 義見

大鰐町議会第一回定例会

議案審議

令和六年度当初予算

今回議決された案件のうち、令和六年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ六十億七千八百万円、前年度当初予算に比べると、三・四％（二億九千八百万円）の増額となりました。

歳入

一般会計予算のうち、町税、分担金及び負担金、諸収入などの自主財源が十三億二千二百二十四万六千円で、歳入総額の二十一・八％にあたり、前年度当初予算に比べ、三億五千九百六十五万二千円の増額となりました。

また、地方交付税、国庫・県支出金、町債などの依存財源は四十七億五千五百七十五万四千円で、歳入総額の七十八・二％を占め、前年度当初予算に比べ、一億六千六百六十五万二千円の減額となりました。

歳出

一般会計歳出予算を性質別にみると、職員給、特別職給、議員報酬などの人件費が八億四千二百二十万四千円（歳出総額の十三・四％）、長期債の返済などに充てられる公債費が六億千八百九万八千円（同十・一％）、国民健康保険、介護保険及び公共下水道事業などの特別会計への繰出金が九億六千二百九万二千円（同

十五・八％）、道路や建物などの建設、災害復旧を行うための投資的経費は八億二千二百八十一万六千円（同十三・四％）となっています。

なお、次ページで新年度予算の概要について、図表で説明しております。

また、各特別会計予算では、国民健康保険特別会計予算が歳入歳出それぞれ十二億四千三百二十万六千円（対前年度比二億三千六百三十七万七千円減）、後期高齢者医療特別会計予算が歳入歳出それぞれ一億四千九百八十六万四千円（同千三百七十一万一千円増）、介護保険特別会計予算が歳入歳出それぞれ十四億六千七百六十四万九千円（同一億千六百九十三万三千円減）、温泉事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ七千六百三十五万八千円（同四千六百八十三万円増）、診療所事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ五億八千七百六十六万五千円（同一億八千八百三十八万三千円増）、大鰐財産区特別会計予算が歳入歳出それぞれ二千五百六十六万八千円（対前年度比十九万九千円減）、蔵館財産区特別会計予算が歳入歳出それぞれ二千四百五十一万六千円（同五十一万六千円増）に加えて、公営企業会計への適用に伴い新たに設置した簡易水道事業会計予算の収益的収入が五百四十二万二千円、収益的支出が九百八十万円、資本的収入が五百万円、資本的支出が三十五万二

千円、下水道事業会計予算の収益的収入が三億二千三百十六万八千円、収益的支出が三億二千八百八十九万九千円、資本的収入が二億六千六百八十二万三千円、資本的支出が三億三十九万九千円となりました。

令和五年度補正予算

令和五年度一般会計補正予算（第九号）では、最終の需要を見込み、また事務事業の確定に伴い、それぞれ調整を加えたものです。これにより、歳入歳出それぞれ三千四百四十九万九千円を追加し、一般会計予算の総額は六十六億八千八百四十五万九千円となりました。

主な補正は、認定こども園・保育所等の運営費に關して、公定価格の改定による千五百五十二万二千円、地域公共交通確保維持改善事業補助金三百一十萬千円を追加したものです。

これに対応する財源として、国庫支出金千五百八十万九千円増額するなどし、それぞれの事業に關連した歳入を調整しました。その他、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正をしたものです。

また、国民健康保険特別会計予算についても令和五年度の最終需要を見込んで予算を補正したものです。

条例等の制定・廃止・一部改正

▽大鰐町行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
▽大鰐町監査委員に関する条例及び大鰐町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

▽大鰐町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

▽大鰐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に關する基準を定める条例の一部を改正する条例

▽大鰐町老人福祉センター条例及び大鰐町中央児童館条例の一部を改正する条例
▽大鰐町介護保険条例の一部を改正する条例

▽大鰐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に關する基準等を定める条例の一部を改正する条例

▽大鰐町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に關する基準を定める条例の一部を改正する条例

▽大鰐町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準を定める条例の一部を改正する条例

▽大鰐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準を定める条例の一部を改正する条例

▽大鰐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準を定める条例の一部を改正する条例

▽大鰐町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例
▽大鰐町議会委員会条例の一部を改正する条例

情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況

大鰐町情報公開条例第20条、大鰐町個人情報保護に關する法律施行条例第11条及び大鰐町議会の個人情報保護に關する条例第50条の規定に基づき、令和五年度の実施状況及び運用状況を公表します。
※1件の請求に対し複数の開示決定等があるものは、重複して計上しております。

情報公開条例による公文書の開示の実施状況

▽町長部局
【請求15件・開示14件・部分開示1件】

▽議会

【請求2件・開示2件】

▽教育委員会

【請求1件・開示1件】

▽選挙管理委員会

【請求2件・開示1件・取下げ1件】

個人情報保護の保護に關する法律施行条例及び議会の個人情報保護に關する条例の運用状況

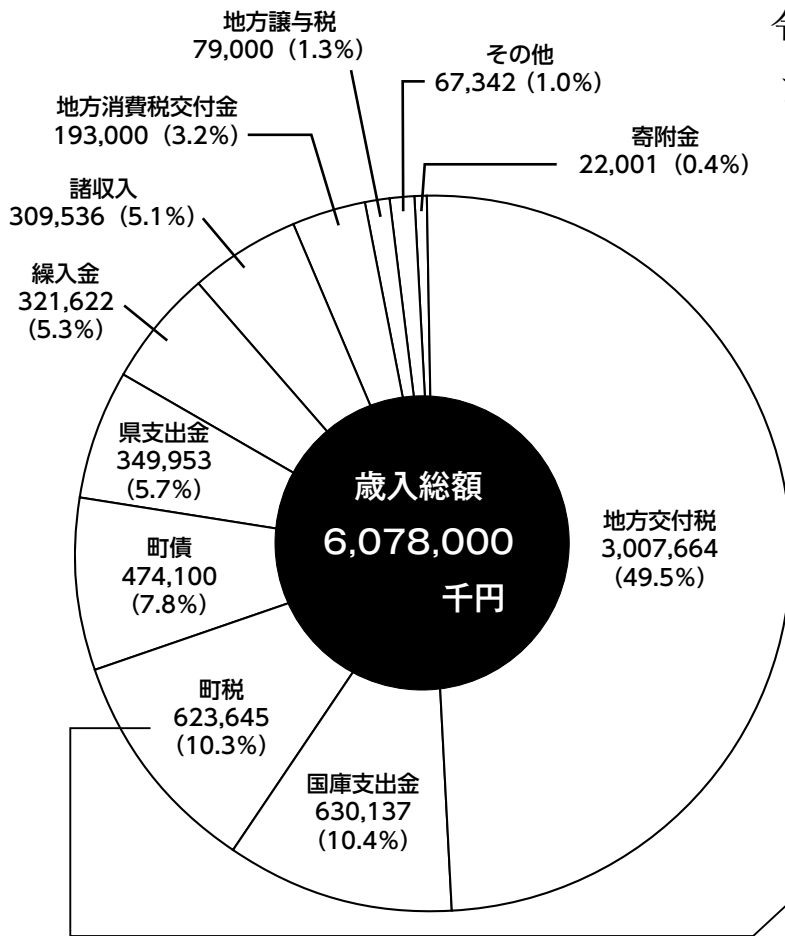
▽町長部局
【請求9件・開示8件・部分開示1件】

令和 6 年度一般会計

令和 6 年度 対前年度比で 3.4% の増額
まちづくりに 60 億 7 千 8 百万円

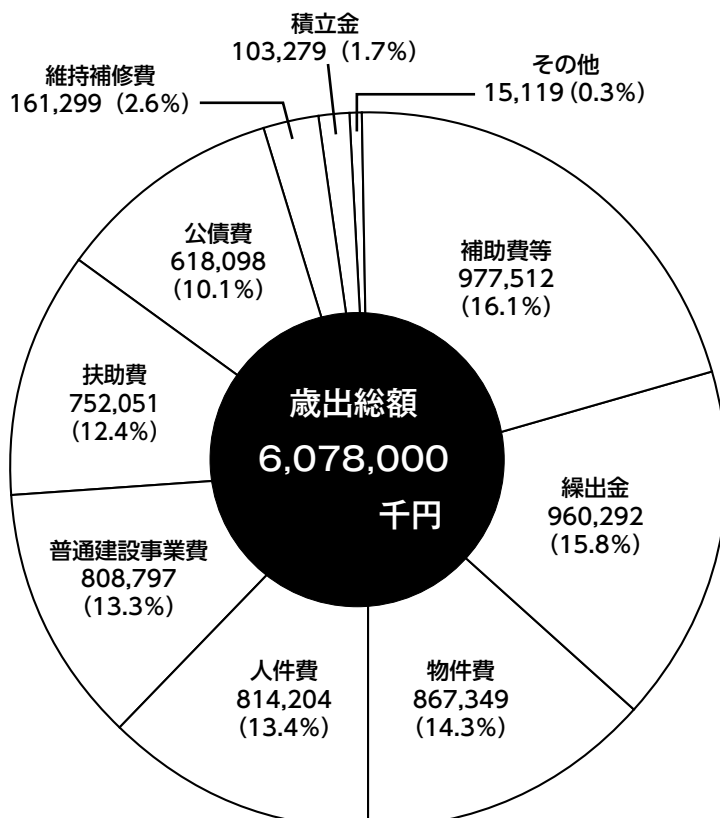
町税の内訳 (単位:千円)

歳 入	
町民税 227,322 (36.5%)	固定資産税 307,608 (49.3%)
軽自動車税 36,166 (5.8%)	町たばこ税 43,105 (6.9%)
入湯税 9,379 (1.5%)	都市計画税 65 (0.0%)



目的別の内訳 (単位:千円)

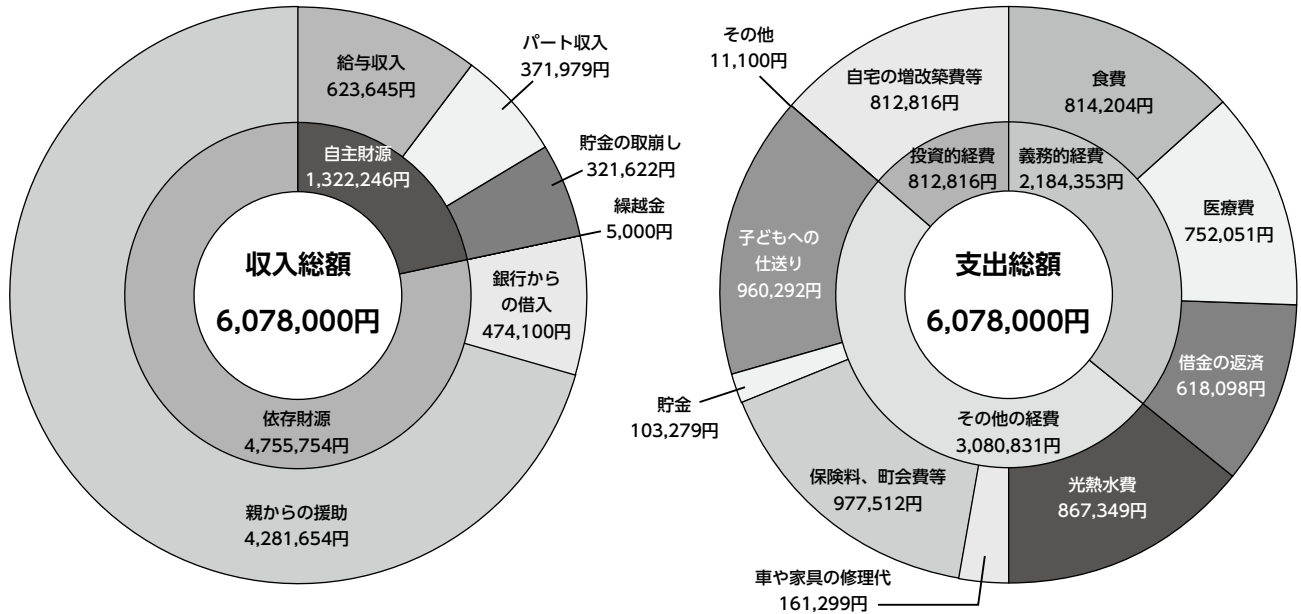
歳 出		
議会費 65,083 (1.1%)	総務費 799,782 (13.1%)	民生費 1,515,416 (24.9%)
衛生費 800,212 (13.1%)	農林水産業費 247,422 (4.1%)	商工費 168,942 (2.8%)
土木費 746,393 (12.3%)	消防費 307,973 (5.1%)	教育費 790,392 (13.0%)
公債費 618,098 (10.2%)	災害復旧費 4,019 (0.1%)	諸支出金 427 (0.0%)
		その他 13,841 (0.2%)



大鰐町の家計簿

令和6年度一般会計当初予算について掲載しておりますが、町民の皆様には予算をより身近に感じていただくために、大鰐町の一般会計予算を家計簿に置き換えてみました。

1年間の家計の収入と支出を令和6年度一般会計予算総額60億7千8百万円の千分の1となる607万8千円とすると次のようになります。



◎収入

項目	金額	予算上の区分
給与収入	623,645円	町税
パート収入	371,979円	分担金、負担金、使用料等
貯金の取崩し	321,622円	繰入金
繰越金	5,000円	繰越金
親からの援助	4,281,654円	地方交付税 国県支出金等
銀行からの借入	474,100円	町債
収入合計	6,078,000円	

※参考

貯金残高	2,045,874円	令和4年度末
借金残高	7,306,093円	

◎支出

項目	金額	予算上の区分
食費	814,204円	人件費
医療費	752,051円	扶助費
借金の返済	618,098円	公債費
光熱水費	867,349円	物件費
車や家具の修理代	161,299円	維持補修費
保険料、町会費等	977,512円	補助費等
貯金	103,279円	積立金
子どもへの仕送り	960,292円	繰出金
自宅の増改築費等	812,816円	普通建設事業費 災害復旧事業費
その他	11,100円	貸付金 予備費
支出合計	6,078,000円	

このように、給与収入やパート収入だけでは賄えないため、収入の約7割を親からの援助に頼らなくてはならない状況にあります。

また、支出について、今後は車・家具、自宅の老朽化による出費の増加が見込まれるため、食費や光熱水費等の節約を基本に、建物等の財産を適正規模にするなどして、修理代や改築費の計画的な執行が必要となります。

一般質問

3月

定例町議会

議員 議員 議員 議員 議員
 藤田 賀津彦 田谷内浦 橋田 高前
 山竹三 高前

6名登壇

①DX（デジタルトランスフォーメーション）対策について
 ②転入者対策について



藤田 賀津彦 議員

問

①DXの必要性として、少子高齢化に伴う人口減少により、地方自治体のインフラ整備や公共交通サービスの提供が難しくなり、将来地方公務員も人手不足が懸念されることから重要視されている。

また、経済産業省は二〇二五年以降何みせず、この状態が続けば、年間十二兆円の経済損失が発生する可能性がある」と発表している。人口当たりで算出すると当町で約八千万円以上に上る。

国は新型コロナウイルス感染により、他国からDX化が大きく遅れていることを認識し、危機感を持って取り組んでいる。

第六次大鰐町振興計画の中に「デジタル化」の推進、主な関連分野として、情報化・交通・防災・住環境と抽象的に記載されているだけであった。

まずは「ペーパーレス」「脱ハンコ」「住民票の写しや印鑑登録証明をコン

ビニ端末から取得」などの取り組みを具体化させ、自治体行政手続き、町民サービスの利便性向上、地域社会の活性化推進に段階を踏んで繋げていってはどうか。

進歩著しいAIと併用することによりDXの活用効果が高まり、よりスマートな行政の業務効率化を図ることが可能と思う。

近々にDX推進の専門部署立ち上げを考えて頂きたい。これは人がいないからできないではなく、将来少人数でも町民に満足のいく行政サービスができるようにすることが自治体責任の環境だと思うが如何か。

答

①（町長）

本町におけるDX対策の取り組みについて、タブレットの活用による各種会議資料などのペーパーレス化を図っているところであり、また、条例等の改正により、押印が不要であると判断した手続きにおいて押印の廃止を行ったところである。

住民票の写しなどのコンビニ交付については、導入及び運用に多額の費用を要することから、費用対効果を得ることは難しいと考えている。そこで、今年度から運用を開始した町の公式LINEの活用により、キャッシュレス

決済を利用した各種証明書の郵便請求を可能とするべく、令和六年度当初予算案に機能拡充に要する経費を計上している。

これらの取り組みに加え、令和四年度からの二年間において、デジタル推進アドバイザーとして外部人材を登用したことで、業務の効率化や公式LINEの開設など、DXの取り組みが加速するとともに、庁内全体のデジタル化に向けた意識醸成が図られた。

専門部署の立ち上げについては、職員の不足により難しいところであり、また、町の財政、人口規模等からも、各部署において、それぞれが抱える課題解決に向けたDXに取り組むことが、適しているものと判断し、現行の体制でデジタル化を推進してきた。しかし、議員仰せのとおり、DXの推進は、事務処理の効率化や行政サービスの質の向上を図るための重要な取り組みであると認識している。そのため、専門部署とまではいかずとも、職員数の見直しにより専任の職員を配置するなど、推進体制の整備を図っていく。

問

②近隣市町村に住む若いご夫婦からの大鰐に対するイメージ、

感想を紹介する。

大鰐は「温泉があり」「食べ物が美

味しく」「スキー場があり」「自然が豊かであじやら山からの景色が素晴らしい」「大好きな場所。と言われる半面、身近に子どもを遊ばせる公園がなく、子育て支援が近隣市町村から劣っているという意見であった。

若い世代に転入候補地として挙がらないのが、子育て環境・支援が原因のようだ。

県は来年度子育て支援対策として、児童手当の拡充や年度途中から給食費の無償化を行う。

町も本格的に転入者の対策を行うのであれば、思い切ってふるさと納税寄附金を転入者対策に充てることを明確にし、「子育てに優しい」「住みやすい町づくり」を強調した納税寄附増収対策を行ってはどうか。

過去のリゾート開発失敗で何をやっても成功しないというネガティブ思考が大鰐にはまだ残っているが、前項に掲げた温泉・食べ物・アクティビティ施設・自然は旅行目的の大きな選択肢でもあり、本来住みたい理想の場所ではないか。

時代に合った支援対策、地域開発を行い「活気ある街づくり」は必ず実現できると思う。今、対策を講じなければ益々近隣自治体から遅れをとっていかうが如何か。

答 ② (町長)

現在町では、ふるさと納税寄附金について、寄附者が寄附をする際に、六項目の使い道の中から一つを指定できる仕組みを整えている。

町側から使い道を限定するのではなく、寄附者の思いに沿った使い道を選択できるのが、ふるさと納税の魅力の一つと考えている。

今後大鰐町の明るい未来のため、町を応援してくださる方からの寄附金を貴重な財源とし、子育て支援や教育の充実など、転入者をはじめとしたさまざまな移住・定住対策に係る取り組みに活用していきたいと考えている。

① 弘南鉄道大鰐線の今後について



山谷 博子 議員

問 ① 昨年八月六日におきた大鰐線の脱線事故は、二〇一九年四月におきた脱線事故以来二度目の脱線事故になる。今回も幸い人的被害がなかったことに安堵している。

八月六日の事故のときは八月二十三

日にいったん再開したものの、翌日二十四日から弘南線・大鰐線の両線が運休という非常事態になった。レールの摩耗度合いをみたしていない箇所が複数見つかり急遽レール交換を行ったため、全線が開通したのは三ヶ月半経過した十二月八日であった。

様々な報道によると、過去にも国土交通省東北運輸局から改善指示が五年間で三回も出ていた事実や、レールの摩耗検査を目視でしていたこと、安全基準に合わないプラットホームだったこと、外部機関の測定値と自社の測定値と差異があったことなどが明らかになった。

そこで何う。

(一) 大鰐線の存続は、令和五年度末の経営改善や修繕等の進捗状況とその後の見込みを評価したうえで、令和八年度以降の在り方を協議するとあるが、令和五年度の収支は何月頃に公表され、それに伴いつつ活性化支援協議会が開かれ決定となり公表されるのか、決定までのスケジュールを教えてください。

(二) 大鰐線を支援しての効果について。

(三) 今後の運行について町はどのように考えているのか。

答 ① (町長)

(一) 例年であれば、六月に開催される弘南鉄道株式会社の株主総会で収支決算が確定となり、七月に同社から活性化支援協議会に報告、七月以降に評価を行うこととなる。

評価にあたっては、収支状況や修繕状況のほか、仮に大鰐線がなくなった場合に、医療、教育、観光など、分野別に新たに必要となる行政の費用と、現在の運行に係る財政支出額を比較する、いわゆるクロスセクター効果の算出などの手法も取り入れる予定とされている。令和八年度以降の在り方については、多面的評価と、沿線住民の意見を踏まえたうえで、地域全体を考え、協議を進めていく。

(二) 大鰐線では「金魚ねぶた列車」や「りんごねぶた列車」、地域の伝統料理を食べたりできる企画列車のように、地域の資源と連携するなどして「乗ること」自体に魅力を感じて観光客や沿線住民が乗車する動きも出てきている。

今年度においては、台湾や関西方面からの団体ツアーも計十一件実施された。これまでのプロモーションの成果が表れてきていると感じており、今後の観光誘客に期待できるものと考えて

いる。

(二) 町としては、町民の交通手段である鉄道やバスなどの地域公共交通を確保・維持することは、行政の責務であると考えている。

また、現に弘南鉄道が町民の移動を支えていることも事実である。今後は、弘南鉄道株式会社の改善状況に注視するとともに、住民の足である地域公共交通がどうあるべきかについて、沿線の市町村や関係者等としっかりと協議を重ねていく。

① 創業・起業支援について

② 農福連携について



竹内 富士子 議員

問 ①まず、本町の創業・起業支援の取り組みと課題について伺う。

人生百年時代と言われ、少子高齢化の長寿社会で、年金だけでは生活費が足りず、定年後も働くために起業する方や、子育てや介護などで、フルタイムで働けない方が、自分ができる範囲で柔軟に働くため起業する方も増えて

いると聞く。雇われずに自分のペースで働くことを選択された方々に対しては、サポートが必要かと思う。

町民のお声として、高齢者の方から、「農業以外にも、若い世代の方々が働くところがあったらよい。」というお声はよく聞く。

次に、小中学校向け起業家教育について伺う。

小中学校向け起業家教育をやっているところもあり、起業家による出前授業等を実施しているようだ。

本町の教育において、キャリア教育においての内容等が考えられるが、起業に関連する内容があるか。

以上、「創業・起業支援について」

(一)「本町の創業・起業支援の取り組みと課題」

(二)「小中学校向け起業家教育について」伺う。

答 ① (町長)

(一) 創業・起業支援に関する取り組みについて、まず、情報発信として、県や中小企業の支援機関が実施する創業・起業に関するセミナー等については、広報やホームページに掲載し案内・周知している。

また、県が運営するポータルサイト「あおビズサーチ」へのリンクを町ホ

ームページに貼付している。このサイトでは、中小企業者や事業主が国・県等の支援情報をワンストップで閲覧・検索できるようになっている。

次に、町が実施している補助事業について、新たに事業を始める方が起業する際に金融機関から融資を受ける場合、県と連携し、その信用保証料に係る部分を補助している。また、空き店舗を活用して起業する場合、店舗の改修費用を補助している。今後も関係機関と連携し、起業を志す方が安心して相談できるサポート体制を整えていきたいと考えている。

答 (教育長)

(二) 起業家教育とは、単に起業のテクニクを教える教育ではなく、探究心やチャレンジ精神といった起業家精神、判断力や実行力といった起業家における資質・能力を育むことを目的とした教育。

現在大鰐小中学校においては、指導計画において起業家教育と特化したものはないが、児童生徒の発達段階に応じた勤労観・職業観の育成を図るために、キャリア教育を実施している。

小学校においては、身近な人たちとの交流に始まり、地域にどんな施設や店があるか調べ、徐々に一般社会のい

ろいろな仕事を知り、生き方や将来の職業を考えてもらう流れを六年間に組み込んでいく。

中学校では一年生で町内の店舗や事業所へ訪問する、ふるさと体験学習や、二年生では様々な職場を体験させる、職場体験学習を実施している。また、全校生徒を対象にキャリア講話を実施し、なりたい自分を意識させていく。

問

② (一) 本町や福祉事業所等での農福連携の取り組み

(二) 取り組みにおける課題と今後の取り組みの二点について伺う。

答

② (町長)

近年、農福連携は、農業経営体による障害者の雇用、企業の農業参入による障害者の雇用など、様々な形で取り組みられている。

(一) 本町における障害者施設での取り組みとして、事業所が所有する農地や借受けた農地において、じゃがいもやトマト、ネギなどの野菜を栽培し、収穫したものを包装して販売するほか、事業所で消費している。また、しいたけ栽培なども行っており、林福連携の取り組みもされている。

(二) 事業所において、農産物等の

生産技術を指導する職員や、作業を管理する職員が不足していることを課題としており、農福連携を支援する専門的な人材の育成が必要となっている。

今後、農福連携に取り組む事業者に対し、環境整備に関する国の各種支援制度について、情報提供や周知を図り、農福連携の推進を図っていきたいと考えている。

①耕作放棄地について



三浦 道広 議員

問 ①現在、少子高齢化や後継者が居ない事などにより、町内では多くの耕作放棄地が見受けられる。令和四年度農業委員会の調査では二百五十五ヘクタールとなっている。耕作放棄地が増えることにより水害や害獣対策等、様々な問題が起ることと考える。町としてこの問題に対し、どのように考えているのかお聞きしたい。

答

①(町長)

今年度、町内に千平方メートル以上の農地を有する方に対し実施し

た、営農意向調査において、後継者なしの回答が六百五十人中五百三十四人の、約八十二％に達していた。この結果に改めて大きな危機感を感じているところである。

町では現在、人・農地プランが法定化されたことにより、令和六年度末までに、十年後の地域農業のあり方を示す「地域計画」の策定に取り組んでいるところである。

先月から町内十一地区において、この計画に関する座談会を開催し、営農意向調査に基づく「規模拡大」、「現状維持」、「規模縮小・離農」を色分けした地図を示しながら、地区の皆さんと共に現状把握及び、情報共有に努めており、将来の農地利用のあり方について話し合いを進めているところである。

町及び地区として、これからの農地の保全、すなわち、耕作放棄地を増やさないためには「規模縮小・離農」意向のある農地を、中心経営体等への集積・集約化を図ることが重要であると認識している。

そのためには、農地集積・集約の方針及び水田の大区画化等の基盤整備の取り組み方針等を、「地域計画」に盛り込み、更に地区と連携し実践すること、耕作放棄地を増やさないための

取り組みを考えているところである。

①地方創生の限界について

②防災意識について



高橋 浩二 議員

問

①数年前に財務省が地方創生の限界を調べた。その結果は「人口四千人以下で、六十五歳以上の人口が四十五％を超えた自治体は将来的な再生が極めて困難になる」というものであった。

これは、ここまで人口減少と高齢化率が進むと生産年齢人口を増やす事がまず難しいからだ。令和二年の国勢調査で大鰐町の高齢化率は四三・五％という結果が出ている。大鰐町の将来推計データでは二〇四三年頃に人口は四千人を割り、高齢化率にいたっては二〇三〇年に五十％を超えると出ている。このデータから十九年後に大鰐町は地方創生の限界に達するという事が読み取れる。しかし早急に生産年齢人口を増やす事を意識し考え計画し実行していけば大鰐町はこの危機から脱する事ができると思う。

答

①(町長)

また生産年齢人口が増えたと町が活性化していくだけでなく今後加速していく高齢化社会を支える事もできると思う。この危機的状況に対して大鰐町は生産年齢人口を増やすための具体的な対策や計画などはあるか。

減少は生産力の低下や地域経済の規模縮小だけでなく、深刻な担い手不足やコミュニティ維持が困難になるなど、町の将来に大きな影響を与えることから、私も強い危機感を抱いている。

令和元年度に改訂した「大鰐町人口ビジョン」の中で、町が何も対策を講じない場合、二〇六五年、約四十年後の高齢化率は六七・三％、十五歳から六十四歳までの生産年齢人口は二九・五％になる、という国の推計を示している。

その推計を踏まえ、同年度、「まち・ひと・しごと創生第二期大鰐町総合戦略」を策定し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりや、若者の地元定着、魅力ある地域づくりなどの地方創生の取り組みを進めている。それら取り組みを推進することにより、二〇六五年の生産年齢人口を四四・二％にすることを見込んでいる。

令和六年度は、「第三期大鰐町総合戦略」の策定を予定している。

本町の持続的な発展に資する計画・戦略を目指し、社会経済情勢も見極めながら計画の策定を進めていく。

問

②大鰐町のホームページに防災マップ一覧がある。とてもためになる事が書かれているが把握している人はどれくらいいるんだろうと思う。防災マップには自分や家族を守るための知識などが書かれている。災害はいつ起こるかわからない。万が一災害が起きた時の対策や避難方法など、特に基本である自助・共助・公助や自分や家族に必要な非常時持出品などを「町民一人一人が今一度再確認できるように」自治体として何か考えているか。

一人暮らしの方、耳の遠い方、歩行が困難な方など共助を必要としている方々を町内や班単位で助け合えるような取り組みをすとか、妊婦さんや乳幼児、小さいお子さんと一緒に避難される親御さん達が安心して避難できる環境作り、更にはペットと一緒に避難できる場所などお考えか。

答

②（町長）
まず、町のハザードマップであ

る「大鰐町防災マップ」ですが、議員仰せの通り、避難所情報や非常時持出品などの、災害時に身を守るための情報が掲載されている。この防災マップは、毎戸配布のほか、ホームページや公式LINEにより、あらゆる年代の町民がより身近で簡単に、パソコンやスマートフォンなどからも確認できる環境づくりをしている。

次に、共助を必要としている方々に対する取り組みですが、日頃の人と人とのつながりや地域コミュニティが重要であるため、災害時における自助・共助の必要性を各地区区会へ周知していく。

次に、妊婦や子育て世代への避難所の環境づくりですが、避難所で使用する災害用テントやパーティションなどのプライバシー対策のほか、子ども用のおむつや生理用ナプキン、ウェットティッシュなどの生活用品を備えている。また、飲料水事業者やホームセンターなど、複数の民間事業者との災害協定により、民間流通も活用した環境づくりに取り組んでいる。

最後にペット同伴の避難場所について町が指定する際は、他者への被害防止等の対策を講じたうえで、慎重に判断していく。

①森山大橋について



前田 一裕 議員

問

①改修工事が行われている森山大橋について令和六年度以降の改修の実施計画について伺う。

答

①（町長）
森山大橋は、一九七四年、昭和四十九年に橋長一八七・一メートル、幅員五・七メートル、六径間の合成桁橋として建設され、現在では老朽化が進んでいる橋梁と認識している。

そこで本町は、令和三年度に詳細な点検業務を実施し、「橋台橋脚部のコンクリートのひび割れ」「橋桁の塗装の劣化」「転落を防止する欄干の老朽化」など全体的に損傷していることが判明したことから、修繕することとした。

令和四年度から令和五年度にかけては、「コンクリート断面のひび割れ補修工事」「橋桁を支える支承の取替工事」を実施している。

また、令和六年度以降の実施計画については、「橋桁の塗替え」「欄干の取

替え」「舗装補修」などの対策を行い、令和八年度に完了する見込みで進めている。

今後も定期的な点検と計画的な修繕を実施しながら、橋梁の安全確保や長寿命化に努めていく。

地域包括支援だより

成年後見制度を知ろう

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

●成年後見人について

家庭裁判所が、最も適任だと思われる方を選任します。親族の他、福祉や法律の専門職、専門的な研修を受けた市民後見人等が選任されます。

●支援の内容

財産管理

本人の収入や支出を把握し、本人のために必要な支出を計画的に行いながら資産を維持します。
たとえば、不動産の管理や処分、通帳の管理など。

身上保護

介護・福祉サービス利用の手続き、施設入退所の手続き・費用支払い、医療機関の受診に関する手続きなど。

※障害や認知症の程度によって、支援できる内容が変わります。

※食事を作る、掃除、日用品の買い物を代わりに行う、手術の同意をする、介護をする、毎日来てもらう、話し相手になってもらう等の支援はできません。



●手続き方法

本人の住所地を管轄する家庭裁判所への申立て手続きが必要になります。

手続きは、本人・配偶者・四親等内の親族のほか、身寄りがいない場合や家族による虐待がある場合は市区町村長が申立てをすることができる場合があります。

詳しい内容やご利用方法については、下記または管轄の家庭裁判所までお問合せください。

●費用

申立てに必要な費用（診断書料：3千円～1万円程度、収入印紙・郵便切手・登記手数料：1万円程度、鑑定費用（必要な場合）：5～10万円程度）

※成年後見人が決定し制度の利用が始まると、成年後見人への報酬費用が発生します。支払う金額は裁判所が決定します。

●相談窓口

成年後見制度について分からないことや聞きたいことがあれば、まずは下記までお問合せください。

■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎ 55・6569（直通）



もの忘れへの不安、認知症について相談したいことはありませんか？

認知症を知る・相談する機会や検診を次のとおり行っております。ご自身のこと・ご家族やお友達のことなど心配なことがあればご相談ください。

《もの忘れ検診》

認知症の早期発見・早期受診を目的として認知機能の検査を実施しています。

期 日 令和6年5月13日(月)・7月11日(木)
9月17日(火)・11月7日(木)
令和7年1月20日(月)・3月10日(月)
※受診される場合は事前申し込みが必要です。
時 間 9時30分～11時30分
場 所 大鰐町総合福祉センター 1階 ロビー

《おれんじカフェ》

認知症について知る・相談することができます。認知症の方やその家族だけではなく、認知症に関心のある方はどなたでも参加できます。

開催日時はもの忘れ検診と同じです。

第32回青森県障がい者スポーツ大会について

日 程	競技名等	会 場
令和6年 8月25日(日)	開会式・陸上 フライングディスク	新青森県総合運動公園 陸上競技場 同 補助陸上競技場
令和6年 8月31日(土)	アーチェリー	新青森県総合運動公園 投てき・アーチェリー場
令和6年 9月 1日(日)	ソフトボール	青森市屋内グラウンド(盛運輸サ ンドーム)
令和6年 9月 1日(日)	卓球 バレーボール	新青森県総合運動公園 サブアリーナ 同 メインアリーナ
令和6年 9月 8日(日)	ボッチャ	青森県身体障がい者福祉センター ねむのき会館体育館
令和6年 9月15日(日)	ボウリング	アオモリボウル
令和6年10月 5日(土)	水泳	新青森県総合運動公園 50mプール

- 参加資格 令和6年4月1日現在12歳以上で、
①身体障害者手帳を所持する者
②原則として愛護手帳を所持する者
③原則として精神障害者保健福祉手帳を
所持する者

- 参加費 無料
(ボウリング競技のみゲーム代・貸しシェ
ーズ代が必要です)

- 申込期間 令和6年5月8日(水)～6月14日(金)
●申込み先 保健福祉課福祉係 ☎55・6568

- お問合せ 青森県障がい者スポーツ大会実行
委員会事務局(ねむのき会館内)
☎017・738・5033
FAX:017・738・0745
E-mail:kenspo@nemunoki.jp

令和6年度婦人科検診・複合検診の申し込みはお済みですか

町では令和6年度婦人科検診・複合検診の申し込みを受け付けています。

令和6年3月号広報で検（健）診のお知らせをしておりましたが、まだお申し込みをされていない方は下記の方法で希望日の1週間前までにお申し込みください。

<申し込み方法>

- ①保健福祉課8番窓口
 - ②電話
 - ③インターネット（24時間受付中）
- 右記二次元コードからお申し込みください



二次元コード

婦人科検診と6月・7月の複合検診を申し込まれた方には問診票等をお送りしていますが、まだ問診票等が届いていない方や、問診票が届いた方で日時の変更を希望される方はご連絡ください。

なお、11月の検診を申し込んだ方へは、11月上旬に問診票をお送りいたします。

■お問合せ 保健福祉課健康推進係 ☎ 55・7149（直通）

胃がんリスク検診（ピロリ菌等検査）を実施します

町では、胃がんの早期発見、早期治療のため、便検査で胃がんになる危険度がわかる「胃がんリスク検診」を実施しています。受診の結果、要精密検査と判定された方は、自己負担（保険診療）で胃内視鏡検査を受ける必要があります。

この検診は、胃がんそのものを発見するための検診ではありませんが、胃の状態を把握してご自身の健康にお役立てください。

●対象 町内に住所を有する、20歳から74歳までの方

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・既に胃がんリスク検診（ピロリ菌検査）をしたことのある方
- ・胃潰瘍や十二指腸潰瘍の治療を受けていて除菌予定の方
- ・既にピロリ菌除菌治療をした方
- ・胃の手術をしたことのある方

●実施期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

●受診方法 町内4か所の医療機関に事前にお申し込みください。

●検査内容 問診

便検査（便中ヘリコバクター・ピロリ抗原検査）

便の中にピロリ菌が存在しているかどうかを調べる検査です。ピロリ菌は人間の胃の粘膜に好んですみつき、胃潰瘍、十二指腸潰瘍や慢性萎縮性胃炎さらに胃がんを発症させる菌と考えられています。

●検査費 無料 ※検査費用3,590円を全額町が負担しています。

●実施医療機関

・町立大鰐診療所	☎ 48・2211
・おおわに内科クリニック	☎ 47・7111
・小山内医院	☎ 48・2415
・ゆのかわら医院	☎ 47・6611

■お問合せ 保健福祉課健康推進係 ☎ 55・7149（直通）

令和6年度からの高齢者肺炎球菌予防接種について

定期予防接種である高齢者の肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌に起因する感染症の80%を予防できると言われています。対象となる方には、個別にお知らせしていますので、希望する方は、接種機会を逸することがないようご注意ください。

●対象者

①町内に住所を有する満65歳の方

- ・65歳の誕生月の前月末にお知らせを送付します。
- ・定期接種の機会は、満65歳である1年間です。
- ・令和5年度中に65歳になった方についても、令和6年度の一部期間（66歳の誕生日の前日まで）は定期接種の対象となります。

②接種日における年齢が満60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に該当する方

●指定医療機関

- | | |
|--------------|-----------|
| ・町立大鰐診療所 | ☎ 48・2211 |
| ・おおわに内科クリニック | ☎ 47・7111 |
| ・小山内医院 | ☎ 48・2415 |
| ・ゆのかわら医院 | ☎ 47・6611 |

●費用 無料

●その他

- ・既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある方は対象となりません。
- ・やむを得ない理由により指定医療機関外で接種した場合は、自己負担した接種費用を申請により助成します。接種予約前にお問合わせくださるようお願いします。

<必要書類等>

- ・大鰐町高齢者肺炎球菌予防接種費用助成申請書
- ・接種した医療機関等の領収書
- ・接種に使用した予診票（2枚複写のうち1枚）
- ・振込先の通帳等のコピー（振込先が記載されている部分）

■お問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎ 55・7149（直通）

「こころの相談会」を開設しています

大鰐町では、財産・金銭・相続・親子関係・食欲がない・眠れないなど気になっていることに対して、司法書士・精神保健福祉士・保健師による総合相談を年3回開設しています。秘密は厳守いたしますので気軽にご相談ください。なお、相談に関しては無料ですが予約制となっておりますので、各月の相談会開催日の1週間前までに予約をお願いします。

●会場・日程

大鰐町総合福祉センター
令和6年6月21日（金）、10月11日（金）、
令和7年1月31日（金）

●時間 午前9時30分～12時

※相談時間は1人40分程度、定員は相談
会1回につき3名までとなっております。

●お申込み

令和6年6月21日（金）開催の相談会の申し込みは、6月13日（木）締切です。
※申し込みは先着順とさせていただきます。定員に達し次第受付を終了いたします。

■お問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 55・6568

風しん抗体検査とワクチン接種の費用助成のお知らせ

大鰐町では、妊婦等に対する風しんの感染予防を図り、先天性風しん症候群の発生を未然に防ぐことを目的に、風しん抗体検査を必須要件としワクチン接種費用の助成を行います。

●**対象** 大鰐町に住所がある方で、次のいずれかに該当する方が対象です。

ただし、妊娠中の方、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性、過去に風しん抗体検査を受けたことがある方、風しんに罹ったことがある方を除きます。

①妊娠を希望する49歳以下の女性及びその夫

②妊婦の夫

●**費用** 風しん抗体検査、ワクチン接種ともに無料

●**手順** ①保健福祉課へ事前に申請してください。対象者証明書を発行します。

②希望する医療機関に予約し、対象者証明書を持参して抗体検査を受けます。

③検査の結果、抗体価が低い方はワクチン接種（麻しん風しん混合ワクチン）を受けます。抗体価が高い方は接種不要です。

●**実施医療機関** 町立大鰐診療所 ☎ 48・2211

おおわに内科クリニック ☎ 47・7111

小山内医院 ☎ 48・2415

ゆのかわら医院 ☎ 47・6611

●**実施期間** 令和6年4月1日～令和7年3月31日

●**その他** ①申請時には、健康保険証や免許証等本人確認できる物をご持参ください。また、妊婦の夫の申請には、母子健康手帳もご持参ください。

②妊婦健診時に風しん抗体価検査が低かった方は、ワクチン接種の対象になりますので、お問い合わせください。

③妊婦及び妊娠している可能性のある女性は、この予防接種を受けることができません。

④抗体価が低くワクチン接種した方は、2か月は妊娠を避ける必要があります。

■**お問合せ** 保健福祉課健康推進係 ☎ 55・7149（直通）



県民駅伝選手選考会を実施します

今年の県民駅伝は9月1日（日）に開催される予定となっております。出場選手を選考するための選考会を次のとおり実施します。選考会についての問い合わせは、事務局までお願いします。

○日時

【第一回選考会】

令和6年6月1日（土）

午前9時集合

【第二回選考会】

令和6年6月22日（土）

午前9時集合

○対象

一般男子（高校生以上）及び一般女子（中学生以上）

※小・中学生については、各学校へ通知しております。

○場所

雨池スキーコミュニティセンター

○参加資格

次のいずれかに該当する方とします。

①大鰐町民

②大鰐町内事務所勤務者

③大鰐町立大鰐中学校卒業生

○選考方法

選考会でのタイムを参考に選考

一般男子（高校生以上） 5000

メートル

一般女子（中学生以上） 3000

メートル

■お問合せ

青森県民駅伝競走大会大鰐町実行委員会事務局（旧大鰐第二小学校内）

☎ 0172・88・6035

国民健康保険・後期高齢者医療保険 被保険者の皆様へ

マイナ保険証をご利用ください ～本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります～

医療機関・薬局などで、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになっています。
まだマイナンバーカードを申し込んでいない方は、取得をご検討ください。

1 マイナ保険証を使うメリット

① 医療費を 20 円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を 20 円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

2 登録方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下 2 つの準備をお願いします。

① マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ・オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- ・郵便による申請
- ・まちなかの証明写真機からの申請
- ・役場住民生活課窓口

② マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ・医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ・「マイナポータル」から行う
- ・セブン銀行 ATM から行う
- ・役場住民生活課窓口

3 よくあるご質問

Q：マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

A：マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。

Q：どうやって受付するの？

A：マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。

Q：マイナンバーカードは安全なの？

A：マイナンバーカードの IC チップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



※詳しくは厚生労働省 Web サイトでご確認いただけます。「マイナンバーカード 保険証利用」で検索

■お問合せ 住民生活課 ☎ 55・6563（直通）

- ・保険証利用に関すること：国保年金係
- ・申請に関すること：戸籍住民係

結婚新生活支援事業補助金のご案内

町では、少子化対策や活力あるまちづくりを推進するため、婚姻に伴う新生活に係る費用（住宅費、引越し費用、リフォーム費）の支援をします。

1 募集期間

令和6年4月15日（月）～令和7年3月31日（月）※予算が無くなり次第、終了となります。（先着順）
【受付時間：午前8時15分～午後5時（土日祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）】

2 対象者

令和6年1月1日以降に婚姻した夫婦で、年齢39歳以下、世帯所得500万円未満の者

3 対象費用

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った以下の費用

- ・新居の購入費、新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・新居への引越しに伴う引越業者や運送業者に支払った引越費用
- ・結婚を機に新たに住宅をリフォームする際にリフォーム業者に支払った費用

※倉庫、車庫や門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及び洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となります。



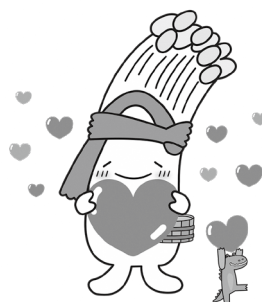
4 補助（限度）額

- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合、
1世帯あたり上限60万円
- ・その他の世帯の場合、1世帯あたり上限30万円

※補助金は、千円未満切り捨てした額となります。

※補助対象に含まれないものがありますので、必ず事前にご相談ください。

お気軽にお問い合わせ
ください！



大鰐町ゆるキャラ
もやっぴー

■お問合せ 企画観光課企画係 ☎ 55・6561（内線237）

令和6年度大鰐町住民参加型まちづくり事業1次募集採択事業について

町では、住民団体が主体的に取り組む新たなまちづくり・地域づくり活動に対し、予算の範囲内において資金助成等によって支援しています。

1次募集にて採択となった事業及び団体については次のとおりです。

●1次募集 採択事業・団体一覧

事業名	団体名
わあんどすとリーと	ワンダーワンド企画
ワンダーワンドねぶた会	ワンダーワンドねぶた会
新規ねぶた団体設立事業	大鰐ねぶた煌瑠會

■お問合せ 企画観光課企画係 ☎ 55・6561（内線238）

【令和6年度 住民参加型まちづくり事業 2次募集】

住民団体が主体的に取り組むまちづくり活動を支援します！

プレゼンテーション
不要枠を新設しました！

町では、住民団体が主体的に取り組む新たなまちづくり・地域づくり活動に対し、予算の範囲内において資金助成等によって支援します。

令和6年度は補助申請額が20万円を超えない団体については、書類審査のみとし、審議会でのプレゼンテーションが不要となります。まだ本事業を活用したことがない団体や、新しくまちづくり活動を始めたい方は、ぜひご利用ください。

- 1 **対象事業** 地域の課題解決や活性化を目的に実施する公益性のある事業など。
- 2 **対象となる経費** 対象事業を実施するために直接必要な経費で、次に定める項目とします。

項 目	対 象 と な る 経 費
講師等謝礼	外部講師や専門的技術を有する協力者への謝礼等
交通費	講師等への交通費、宿泊費
消耗品費及び原材料費	補助事業の実施に直接必要な消耗品費・原材料費
燃料費	作業等に必要な機材・車両等の燃料費
印刷製本費	ポスター・チラシ、資料等の印刷代・コピー代など
通信運搬費	周知・連絡等に要する郵便料等
保険料	参加者等に係る保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の借上料
備品購入費	補助事業の実施に直接必要な備品購入費
その他	審議会の意見を聴いて町長が必要と認めたもの ※対象経費判定については、個別に経費の内容を審査

- 3 **補助金の額** 補助対象経費合計額又は50万円のいずれか低い額以内の額（千円未満切り捨て）

4 募集期間及び事業の実施期間

- ▶ **募集期間** 令和6年5月1日（水）～5月31日（金）
- ▶ **プレゼンテーション及び書類審査** 令和6年6月下旬
※補助申請額が20万円を超えない団体については、書類審査のみとし、審議会でのプレゼンテーションは不要です。
- ▶ **事業の実施期間** 令和6年8月1日～令和7年3月31日

■ **お問合せ・お申込み先** 募集要項、選考方法等詳細については、下記へお問合せください。
企画観光課企画係 ☎ 55・6561（内線238）

空き店舗等活用創業支援事業補助金のご案内

町では、空き店舗等の活用による創業の促進や商業の振興、地域経済の活性化を図るため、空き店舗等において事業を開始する方に対して、「空き店舗等活用創業支援事業補助金」を交付します。

（※空き店舗：1か月以上使用されていない空き店舗、空き事務所または空き家など）

1 募集期間

令和6年5月7日（火）～12月27日（金）
※予算が無くなり次第、終了となります。（先着順）
【受付時間：午前8時15分～午後5時（土日祝日を除く）】

2 対象者要件

下記要件等を満たす個人または法人
・事業に必要な資格や許認可等を取得する見込みがあること
・営業時間が通年及び週4日以上であり、かつ営業時間が1日5時間以上であること 等
※その他にも条件がありますので、下記までお問合せください。

3 対象事業

都市計画法に規定する市街化区域内において、空き店舗等を借り上げて実施する小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業その他町長が認める事業

4 補助対象経費

- ①外装・内装工事費、設備（水道、電気、ガス、空調）工事費、付帯工事費及び設計費
- ②補助対象者が自ら店舗改修を行う場合の資材等の購入費

5 補助率

補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）

6 上限額

- ①令和5年10月1日以降に本町に転入した個人または本町に本店を移転した法人…上限100万円
- ②現在町外に住所を有している個人または本店を有している法人で、実績報告書の提出期限までに本町に転入または本店を移転する予定のもの…上限100万円
- ③上記以外のもの…上限50万円

■お問合せ

企画観光課観光商工係 ☎ 55・6561

～町内企業の資金調達を応援します！～

町では、町内企業の事業継続・資金調達を支援するため、各種制度の融資を受ける際に支払う信用保証料の一部を予算の範囲内で補助しています。

●大鰐町特別保証制度

<一般的な事業資金を必要としている方>

小口資金	
目的	事業資金の保証を行い、企業経営の安定を図る
対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・町内に住所又は本店登記があること ・町税等の滞納がないこと
資金使途	運転・設備資金
貸付金額	1企業につき1,250万円以内
保証期間 (うち、据置期間)	7年以内 (運転資金：6か月以内／設備資金：1年以内)
信用保証料	保証料の50%を町が補給 (※事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補助の対象外)

<一般的な事業資金を必要としている方>

事業活性化資金	
目的	経営の安定と事業の活性化を図り、地元産業の振興に期する
対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・町内に住所又は本店登記があること ・町税等の滞納がないこと
資金使途	運転・設備資金
貸付金額	1企業につき2千万円以内
保証期間 (うち、据置期間)	10年以内 (運転資金：6か月以内／設備資金：1年以内)
信用保証料	保証料の50%を町が補給 (※事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補助の対象外)

●青森県・大鰐町連携融資制度

<町内で創業する方>

「青森新時代」への架け橋資金	
目的	創業に必要な資金の融資を行う
対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度を利用し、創業する事業に対し融資を受けていること。 ・町内に住所又は本店登記(又は登記する予定)があること 等
資金使途	運転・設備資金
貸付金額	1千万円以内
融資期間 (うち、据置期間)	運転資金10年(据置期間2年)以内 設備資金15年(据置期間3年)以内 ※スタートアップ創出促進保証によるもの…10年以内(1年)
信用保証料	県による保証料の30%補給後の保証料を町が全額補助 (※経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外)

<一般的な事業資金を必要としている方>

事業活動応援資金	
目的	事業活動に必要な資金の融資を行う
対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・青森県事業活動応援資金特別保証融資制度を利用し、融資を受けていること ・町内に住所又は本店登記があること 等
資金使途	運転・設備資金
融資金額	1千万円以内
融資期間 (うち、据置期間)	運転資金10年(据置期間2年)以内 設備資金15年(据置期間3年)以内
信用保証料	保証料の70%を町が補助 (※経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外)

■お問合せ

・大鰐町特別保証制度に関すること

企画観光課観光商工係 ☎55・6561(直通)

・青森県・大鰐町連携融資制度に関すること

青森県商工政策課 ☎017・734・9368(直通)



大鰐町ゆるキャラ
もやっぴー

令和6年度大鰐町移住・子育て住宅支援事業補助金のご案内

町では、住宅の新築、建売又は中古住宅の購入及び住宅のリフォーム（修繕、増改築工事等）をされる移住者又は子育て世帯の方に対して、その経費の一部を補助します。

また、今年度から、平成30年4月1日以降に、大鰐町子育て住宅支援事業及び大鰐町移住・子育て住宅支援事業による補助金の交付の決定を受けていなければ再度申請できるようになりました。

1 募集期間

令和6年4月24日（水）～12月27日（金）

（受付時間：午前8時15分～午後5時（土日祝日を除く））

※予算が無くなり次第、終了となります。（先着順）

2 補助対象住宅

町内にあり、自己が所有し居住する住宅（新築・建売・中古（※空き家含む））

3 補助対象者

町内において住宅整備（新築、建売又は中古住宅の購入、リフォーム）を実施する、「移住者」又は「子育て世帯」に該当する方が対象となります。

※「移住者」「子育て世帯」の定義については、お問合せください。

4 補助対象工事及び補助（限度）額

	新築又は建売、中古住宅の購入 （※費用が500万円以上（税抜）であること）	リフォーム （※費用が30万円以上（税抜）であること）
移住者	補助対象経費の3% （上限100万円）	補助対象経費の30% 上限30万円、 〔空き家の場合は上限50万円〕
子育て世帯	補助対象経費の3% （上限50万円）	

※補助金は、千円未満切り捨てした額となります。

※新築及びリフォームの場合は着工前、購入の場合は売買契約前に申請すること。

※リフォームのみ町内施工業者による工事に限ります。

※補助対象に含まれないものがありますので、必ず事前にご相談ください。

※その他要件がございますので、詳細についてはお問い合わせください。



事業開始前に
申請が必要です！

一度受けたことがある方でも、
再度申請できる場合があります！

■お問合せ・お申込み先

企画観光課移住定住促進係 ☎ 55・6561（内線238、239）

第47回大鰐温泉つつじまつり 期間／令和6年5月18日（土）～5月22日（水）

茶臼山公園は明治30年頃までは桜の名所として町民に親しまれていましたが、今ではつつじが植えられ「俳句の小径」等と相まって町内外の人々が、たくさん訪れるようになりました。

つつじまつりが開催されるようになり、今年で47回目を迎えました。

楽しいイベントも御用意いたしております。約1万5千本のつつじも、皆さんをお待ちいたしております。どうぞお誘いあわせのうえ、おいでくださいますようお願い申し上げます。

御協賛、御協力下さいました多くの方には心より感謝申し上げます。

（大鰐温泉観光協会 会長）

「どこからも岩木山見え花林檎」 手古奈

◎茶臼山公園での催し物

大鰐温泉つつじまつり本部

（5月18日～5月22日9時～16時）

月 日	時 間	内 容	場 所
5月18日（土）	10時30分	開会式	茶臼山公園 山頂広場
	引き続き	大鰐中学校吹奏楽部演奏	
	13時00分	大鰐保育園和太鼓演奏	茶臼山公園 中間広場
	14時00分	認定こども園おおわに文化幼稚園 あじゃら東分園鼓隊演奏	
	15時00分	大鰐小学校マーチングバンド演奏	
5月19日（日）	12時00分	美咲 綾花 歌謡ショー	茶臼山公園 中間広場
	13時00分	木田 俊之 歌謡ショー	
まつり期間中	9時00分 ～ 16時00分	地元団体・商店売店 お茶席	茶臼山公園 中間広場

◎その他の会場での催し物

月 日	時 間	内 容	場 所
5月18日（土）	9時00分	第12回大鰐温泉つつじまつり グラウンドゴルフ交歓大会	あじゃらグラウンド ゴルフ場
	13時00分	第31回増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会	地域交流センター 「鰐 come」

◎天候その他により、イベント内容・時間及び開催場所を変更する場合があります。

◎中間広場ステージを無料でお貸しします。カラオケ、芸能、バンド演奏、パフォーマンス等電源使用も無料です。音響機器と音源（CD・テープ等）はご持参ください。

日時：5月20日・21日・22日（12時～15時）

※ご利用の際は事前にまつり本部への届出をお願いします。

■お問合せ 大鰐温泉観光協会事務局（役場企画観光課内） ☎55・6561（直通）

令和6年度全国統一防火標語

守りたい

未来があるから 火の用心



甲種防火管理新規講習

— 該当する施設は受講を！ —

●とき

第1回 6月25日(火)・26日(水)

1日目…午前9時30分～午後4時10分

2日目…午前9時30分～午後4時20分

(2日間の受講が必要です。)

●ところ

第1回

弘前市大字賀田一丁目18番地4

岩木文化センターあそべる「1階ホール」

●定員

第1回 140名

●お申込み

第1回 5月27日(月)～31日(金)

消防本部予防課か最寄りの消防署・分署で受付します。なお、申し込み受付期間内であっても定員になり次第、受付を終了いたします。

●受講料

講習料は無料ですが、事前に書店等でテキストを購入していただきます。

※ 講習についての詳細は弘前地区消防事務組合のホームページでも見ることができますのでご覧ください。
(<https://www.hirosakifd.jp/>)

●その他

会場に駐車場を用意してありますが駐車台数に限りがあり、受講人数により当日は込み合うことが予想されます。公共交通機関の利用や可能であれば事業所による送迎等でのご協力をお願いします。

会場は空調設備などにより換気を実施しておりますので、室温の高低に対応できる服装にてご来場ください。

■お問合せ

弘前消防本部予防課 ☎ 0172・32・5104

■大鰐町内の火災・救急発生状況(令和6年3月末現在)

	令和6年	前年比
火 災	1 件	± 0 件
救 急	118件	+ 7 件



特殊詐欺の被害をなくそう！ 【生活安全企画課】

◇青森県内の令和6年2月末現在の特殊詐欺発生状況
認知件数 9件（前年比－2件）
被害金額 約3,854万円（前年比－約1,044円）
未然防止件数 20件（前年比＋5件）

2月末までに認知した9件のうち、4件が金融商品詐欺でした。金融商品詐欺とは、簡単に説明するともうけ話です。何度も振り込むことで被害金額が大きくなる傾向があり、幅広い世代の方が被害に遭っています。

金融商品詐欺について

●被害に遭うきっかけ

例) SNSに突然メッセージが届き、やりとりを続けているともうけ話を勧められる。(FX、暗号資産、金への投資をかたる手口が急増中！)

インターネット、SNS等で投資や副業に関する広告をクリックすると、投資の会社などをかたる犯人からSNSを通じてもうけ話を勧められる。

●犯人からの甘い言葉

例)「投資のアプリをインストールして、言われた通りに操作、振り込みするだけで利益が出ます。」

「SNSの投資グループの指導者に従って振り込めばもうかります。」

⇒アプリ上での利益を現金化することはできず、だまし取られます！

●被害に遭わないために、注意するポイント！！

・SNSのやり取りしかなく、会ったことのない人の話を信用しない！

・お金の振り込み先が個人名義の口座の場合は、ほぼ詐欺なので注意！

・振り込む前に、相手のことや投資方法をインターネット等で調べる。

・振り込む前に、家族、知人、最寄りの警察署や交番等に相談する。

携帯電話を使用しながらATMを操作している方や、コンビニで多額の電子マネーを購入しようとしている方を見かけたら、「詐欺じゃないですか」と声かけをお願いします。
身に覚えのないお金の話は一人で対応せず、家族や知人、最寄りの警察署または交番・駐在所にご相談ください。

横断歩道は歩行者優先 【交通企画課】

令和5年のJAFによる「信号機のない横断歩道における実態調査」によると、青森県内の横断歩道手前での一時停止率は、47.4%（前年比－9.3%）でした。

青森県は、全国平均を上回ったものの、いまだ半数の自動車が停止していない状況です。

車両の運転者は、「横断歩道は歩行者優先」の意識を持ち、歩行者は、手を上げるなど運転者に合図をして安全に横断しましょう。

	青森県	全国	
令和5年	47.4%	45.1%	全国26位
令和4年	56.7%	39.8%	全国7位
令和3年	14.0%	30.6%	ワースト3位
令和2年	12.9%	21.3%	ワースト9位

このひし形マークは、「この先に横断歩道があります」ということを意味します。



車両等は、横断歩道に接近する場合、

- ・近くに歩行者がいないか確認
- ・横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速

- ・横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいる時は手前で一時停止するようにしなければなりません。

※これらのルールに違反すると、「横断歩行者等妨害等」の違反となります。

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金

違反点 2点

反則金 大型等 12,000円 普通 9,000円

二輪 7,000円 原付 6,000円

◇ルールを守って大切な命を守りましょう！◇

警察相談専用電話 #9110 または ☎017・735・9110

町職員の
人事異動

(令和6年4月1日付)

▼氏名／旧職／発令事由／備考
(出向、配置換に伴い旧職は解かれたものとする)

●課長級

▼渡邊英晃／税務課長／総務課付(久吉ダム水道企業団派遣)

▼福田宏樹／住民生活課長／住民生活課長／住民生活課長補佐事務取扱

▼森山雄一朗／会計管理者／農林課長、農業委員会事務局局長併任

▼木田孝悦／教育委員会学務生涯学習課長、中央公民館館長兼務／教育委員会学務生涯学習課長、中央公民館館長兼務／学校給食センター所長、全国スキー大会準備室長事務取扱

▼須藤喜代子／税務課長補佐／税務課長／住民税係長、資産税係長事務取扱を解く、税務課長補佐事務取扱

▼今井洋子／住民生活課長補佐／会計管理者／会計課長、会計課長補佐事務取扱

▼北山しのぶ／町立大鰐診療所事務次長／町立大鰐診療所事務次長、庶務係長、管理係長事務取扱

●課長補佐級

▼岩澤佳都／企画観光課長補佐／総務課長補佐

▼原子慶隆／総務課長補佐、選挙管理委員会事務局書記併任／企画課長補佐／企画係長、移住定住促進係長事務取扱

▼福田和光／建設課長補佐／建設課長補佐、温泉水道室長兼務／温泉水道係長事務取扱

▼原千昌／教育委員会学務生涯学習課長補佐、中央公民館副館長兼務／教育委員会学務生涯学習課長補佐、中央公民館副館長兼務／庶務係長、学務係長、生涯学習係長事務取扱を解く、全国スキー大会準備室係長事務取扱

▼會津香緒梨／保健福祉課健康推進係長／保健福祉課長補佐／健康推進係長事務取扱

▼山口文博／総務課付(久吉ダム水道企業団派遣)／税務課専門幹／収納係長事務取扱(役職定年)

▼太田靖子／教育委員会学務生涯学習課副参事／教育委員会学校給食センター専門幹／(役職定年)

●主幹・係長・主任主査級

▼最上哲充／総務課人事行政係長、庶務係長兼務／総務課人事行政係長

▼三浦直樹／企画観光係長、観光商工係長兼務／総務課付(久吉ダム水道企業団派遣)

▼三上翔平／総務課財政係長／税務課資産税係長

▼齋藤亮子／税務課収納係長／住民生活課戸籍住民係長、生活環境係長兼務

▼三浦朋代／企画観光課管財係長、温泉係長兼務／会計課会計係長

▼水木真喜子／議会議務局係長、監査委員書記併任／教育委員会学務生涯学習課庶務係長、学務係長、生涯学習係長、中央公民館係長兼務

▼佐々木祥宇／総務課主査／総務課財政係長

▼吹田幹佳／総務課主査／総務課庶務係長

▼石郷達也／教育委員会学務生涯学習課主査、中央公民館主査兼務／総務課消防防災係長、選挙管理委員会事務局書記併任

▼石上朋美／企画観光課主査／企画観光課観光商工係長

▼長尾嘉晃／企画観光課主査／企画観光課管財係長

●主査級

▼小林厳喜／税務課主査／税務課住民税係長

▼對馬美雪／保健福祉課保健師／保健福祉課保健師／(格上げ)

▼関光太／総務課主査／総務課主査、選挙管理委員会事務局書記併任

▼貴田さくら／税務課主査／企画観光課主査

▼須藤大典／総務課主査／住民生活課主査

▼前田祐美／総務課主査／保健福祉課主査

▼山田龍太郎／住民生活課主査／保健福祉課主査

▼水木雄士／農林課主査、農業委員会事務局主査併任／農林課主査

▼野呂勇介／建設課主査／建設課主査

▼温泉水道室主査兼務

▼小田原琴美／建設課主査／建設課主査、温泉水道室主査兼務

●主査級

▼齋藤修一郎／保健福祉課主査／会計課主査

▼長井良之／教育委員会学務生涯学習課主査、中央公民館主査、国民スポーツ大会準備室主査兼務／教育委員会学務生涯学習課主査、中央公民館主査、国民スポーツ大会準備室主査兼務

▼山川壘／保健福祉課主査／教育委員会学務生涯学習課主査、中央公民館主査、国民スポーツ大会準備室主査兼務

▼松田航世／教育委員会学務生涯学習課主査、中央公民館主査、国民スポーツ大会準備室主査兼務

▼八木澤泰暁／教育委員会学務生涯学習課主査、中央公民館主査、国民スポーツ大会準備室主査兼務

▼吹田有紀／保健福祉課主事／保健福祉課主査

●主事級

▼藤田莉穂／教育委員会学務生涯学習課主事、中央公民館主事兼務／総務課主事

▼村上友介／税務課主事／総務課主事

▼山田由佳／会計課主事／総務課主事

▼長利ひかる／総務課主事（青森県実務研修）／税務課主事

▼白戸優之／農林課主事／農林課主事、農業委員会事務局主事併任

▼木田廉大／住民生活課主事／建設課主事、温泉水道室主事兼務

▼奈良海星／企画観光課主事／教育委員会学務生涯学習課主事、中央公民館主事、全国スキー大会準備室主事兼務
▼相馬太一／建設課主事／教育委員会学務生涯学習課主事、中央公民館主事、全国スキー大会準備室主事兼務

●医師

▼三上健一郎／町立大鰐診療所副所長
／町立大鰐診療所所長

●看護師

▼工藤妙織／町立大鰐診療所看護師長
／町立大鰐診療所総看護師長

●新採用

▼山田可奈／総務課主事

▼水木龍伸／企画観光課主事

▼澤田吉伸／保健福祉課主事

▼工藤暖菜／建設課技師

●退職

▼宮澤淳一／町立大鰐診療所所長／定年退職

▼田中利幸／農林課参事、農業委員会事務局長併任／普通退職

▼三浦政宣／総務課長補佐／普通退職

▼三浦広識／町立大鰐診療所庶務係長、管理係長兼務／普通退職

▼間宮直人／税務課主査／普通退職

▼對馬てつ子／町立大鰐診療所総看護師長／普通退職

▼福士千明／町立大鰐診療所主任看護師／普通退職

●定年前再任用

▼田中利幸／建設課専門員、温泉水道室専門員兼務／（短時間勤務）

●暫定再任用（短時間勤務・令和6年4月1日付）

▼三橋冬樹／総務課専門員

▼澤田政三／総務課専門員、選挙管理委員会専門員併任

▼加川康久／企画観光課専門員

▼山口博之／住民生活課専門員

▼福土剛／住民生活課専門員

▼澤田典子／保健福祉課保健師

▼木田昭人／農林課専門員、農業委員会事務局専門員併任

▼成田勝治／町立大鰐診療所専門員／教育委員会学務生涯学習課専門員、中央公民館専門員、全国スキー大会準備室専門員兼務

●再任用任期満了

▼石郷成人／会計課専門員

▼三橋真紀子／町立大鰐診療所専門員

令和6年度大鰐町「二十歳の集い」

大鰐町では満20歳になる年度において「二十歳の集い（はたちのつどい）」を開催し成人をお祝いします。

令和6年度（令和6年8月10日開催予定）の対象者は、平成16年4月2日から平成17年4月1日に生まれた方で、

①大鰐町在住

②平成28年度大鰐小学校卒業生

③大鰐町出身者
に該当される方です。

町教育委員会学務生涯学習課（旧大鰐第二小学校内）
☎88・6035

固定資産税の縦覧・閲覧について

令和6年度固定資産縦覧帳簿の縦覧及び課税台帳（名寄帳）の閲覧を行います。

●期間

縦覧 4月1日（月）から5月31日

・縦覧（金）まで（土・日・祝日を除く）
・閲覧 4月1日（月）から通年（土・日・祝日を除く）

●時間 午前8時15分から午後5時まで

●場所 町役場税務課

●必要なもの

・本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、納税通知書、健康保険証など）
※代理人の場合は、委任状が必要です。

●手数料

・縦覧 無料
・閲覧 縦覧期間中は名寄帳の写しを無料で交付します。
（それ以外の期間は300円）

町税務課資産税係
☎0172・55・6562（417、418、419）

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ 75歳以上の方にお知らせです

●交通事故等にあつたとき

交通事故や暴力等、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ず住民生活課国保年金係へ届出してください。

また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

町住民生活課国保年金係
☎55・6563

青森県後期高齢者医療広域連合
☎017・721・3821

年金事務所からのお知らせです

●令和6年度学生納付特例申請のお手続きについて

学生納付特例制度により保険料の納付が猶予されている方で、令和6年度も在学予定の方に日本年金機構からハガキ形式の「国民年金保険料学生納付特例申請書」が4月中に発送されています。昨年度から変更がない方は、ハガキに必要事項を記入しポストに投函することで、令和6年度の申請を行うことができます。

ただし、左記の方については、別様式での申請が必要となりますので、学生証のコピーまたは在学証明書を持参のうえ弘前年金事務所または担当窓口にて申請をお願いします。

- ・今年度中に20歳になる方
 - ・今年度入学された方
 - ・在学している学校等に変更がある方
 - ・過年度分の申請を初めて提出する方 等
- 国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合のお手続きについて

収入の減少や失業等により保険料を納めるのが困難な時は、未納のままにせず「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用しましょう。

この制度で免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。保険料を免除された期間は、老齢年金を受け取る際に2分の1分の受け取りが可能になります。手続きをされず未納となった場合、2分の1は受け取れません。

●国民年金保険料は追納が可能です

学生納付特例制度や免除・納付猶予制度の利用をした期間の保険料は、10年以内で

あればさかのぼって納付が可能です。将来受け取る年金額を少しでも多くしたい方は保険料の追納制度を利用しましょう。

弘前年金事務所

☎0172・27・1339

住民生活課国保年金係

☎0172・55・6563

国民健康保険被保険者のみなさまへ

●忘れずに所得の申告をしましょう！

国民健康保険税や医療機関に支払う自己負担割合、高額療養費の自己負担限度額は、前年の所得をもとに決められますので、必ず世帯全員が所得の申告を行ってください。世帯の中に一人でも未申告者がいると、国民健康保険税の税額や高額療養費の自己負担限度額等が正しく計算されませんので、必ず申告をしてくださるようお願いいたします。

※所得がない方もその旨を申告してください。

●医療費通知の発送について

医療機関で受診した医療費の金額をお知らせするため、国民健康保険に加入されている世帯へ、「国保の医療費のお知らせ」を偶数月に発送しております。

医療費通知は、医療機関からの請求書（診療報酬明細書）を元に作成されており、審査や点検に時間を要します。また、医療機関からの請求が遅れている場合は、医療費通知に記載されないことがあります。

なお、医療費通知の再交付はしておりませんので、大切に保管してくださいようお願いいたします。

弘前市生活課国保年金係
☎55・6563（直通）

土砂災害防止月間

「土砂災害から身を守るために」

～6月は土砂災害防止月間です。

土砂災害から身を守るために、日頃の備えと早めの避難が必要です。土砂災害は、台風などの大雨の時期に特に多く発生します。身の危険や周囲に異変を感じたら、ただちに避難するとともに、当町などへ連絡しましょう。土砂災害警戒情報や土砂災害警戒区域等マップなど、土砂災害に関する情報は、青森県庁ホームページから、「防災情報（砂防）」で検索するとご覧いただけます。

弘前市生活課消防防災係

☎0172・48・2111

青森県土整備部河川砂防課砂防グループ

☎017・734・9670

新規高等学校卒業予定者を対象とした求人早期申込みを！

令和7年3月に高等学校を卒業する生徒を対象とした求人の申込み受付開始は令和6年6月1日です。

新規高等学校卒業予定者の地元就職促進と各企業においては優秀な人材の確保のため、早期の求人申込みをお願いいたします。

弘前公共職業安定所求人企画部門

☎0172・38・8609（31＃）

有料広告

空家に関する費用を補助します

町は空家を所有されている方に対し、「空家の解体」、「空家の利活用」、「危険空家の解体」を目的とした各種補助事業を実施します。

○空家の家財道具処分費補助金・空家の賃貸借に必要なリフォーム費用補助金・空家を解体する補助金

■補助対象建築物

- ・大鰐町に存在する建築物
- ・弘前圏域空き家・空き地バンクに2年以上登録できる建築物または弘前圏域空き家・空き地バンクにすでに登録されている物件
- ・リフォームする場合は、改修を行い、貸し出す建築物
- ・特定空家等に判定された空家等につきましては補助の対象外となりますのでご了承ください。

■補助額及び限度額

補助内容により異なりますので役場建設課までお問い合わせください。

○特定空家除却費用補助金

■補助対象建築物

- ・大鰐町に存在し、個人が所有する特定空家

■補助額及び限度額

補助対象経費の50%以内とし、30万円を上限とします。

○申請受付期間

令和6年6月3日（月）～12月27日（金）午前8時15分から午後5時まで

※先着順となります。

- ・補助は令和7年3月31日（月）までに完了するものが対象となります。

◎これらの補助を受けたい方

建設課 ☎ 55・6594 へご相談ください。詳しい内容等をご説明します。

■お問合せ・お申込み 建設課 ☎ 55・6594（直通）

令和6年度春の狂犬病予防注射日程表

月 日	実 施 場 所	実 施 時 間
5月23日(木)	元長峰多目的研修センター	9:30～9:45
	苦木多目的集会センター	9:55～10:05
	長峰多目的集会センター	10:15～10:25
	大鰐町農家高齢者創作館	10:35～10:40
	駒ノ台へき地保健福祉館	10:50～10:55
	唐牛構造改善センター	11:10～11:30
	森林浴交流センターしまだ	13:00～13:05
	早瀬野多目的集会センター	13:15～13:20
	虹貝新田へき地保健福祉館	13:30～13:35
	虹貝コミュニティセンター	13:45～14:00
5月24日(金)	高野新田多目的集会センター	9:20～9:30
	居土多目的集会センター	9:40～9:50
	折紙多目的集会センター	10:00～10:05
	三ツ目内生活改善センター	10:15～10:30
	森山多目的研修センター	10:40～10:45
	八幡館社会福祉館	10:55～11:10
	宿川原生活改善センター	11:20～11:30
	大鰐町総合福祉センター	13:00～13:30
	青柳会館（カラコ）駐車場	13:40～14:10
5月25日(土)	大鰐町役場	9:00～11:00

※ 実施場所が昨年と変更されている場合があります。ご注意ください。
お住まいの近くの実施場所以外でも予防注射が可能です。

『一年に一度は必ず予防注射を受けさせましょう。』

■お問合せ 住民生活課生活環境係 ☎ 55・6563（直通）

令和6年度大鰐町職員採用試験の実施について

試験区分	募集人数	受験資格	申込締切日	第1次試験
行政職 (大卒程度)	2名程度	①、②のいずれかに該当する者 ①平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②平成15年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者	5月30日(木)	7月14日(日) 大鰐町内
保健師 (大卒程度)	1名	平成7年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者又は令和6年度の国家試験で免許を取得する見込みの者	同上	同上

※日本の国籍を有しない者、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は受験できません。

※大卒程度とは、大学卒業者が対象ということではなく、試験問題の程度が大学卒業程度であるという意味です。

受験資格を満たしていれば受験可能です。

●申込方法

受験申込書を下記宛先まで郵送してください。締切日までに到着したものに限り受付けます。

〒038・0211 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3
大鰐町総務課職員採用試験係宛

※受験申込書は、町ホームページからダウンロードできるほか、総務課で配布しています。

※郵送する際には、封筒に「受験申込」と明記してください。

※写真(カラー写真、縦4cm×横3cm)は、試験日から6か月以内に撮影したもので、裏面に試験職種と氏名を必ず記入して貼付してください。

●留意事項

- (1) 第2次試験の日程及び会場は、第1次試験合格者に合格通知とともにお知らせします。
- (2) この試験の最終合格者は、採用試験の得点順に採用候補者名簿に登載され、上位の者から意思を確認した上で採用します。採用の時期は、令和7年4月1日以降の予定です。なお、採用候補者名簿の有効期限は、令和8年3月31日までです。
- (3) 最終合格者であっても、受験資格を満たさないことが判明した場合は、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。また、受験申込書の記載事項に虚偽があった場合又は採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合は、採用されないことがあります。
- (4) 試験科目は、町ホームページに掲載しています。

●初任給

行政職(大卒程度) 大学新卒者で202,400円

保健師(大卒程度) 大学新卒者で232,800円

※初任給は、経験年数等により加算されることがあります。

●その他

行政職(高卒程度)の募集も行う予定ですが、試験日が異なるため別途お知らせします。

■お問合せ 総務課職員採用試験係 ☎ 48・2111(内線118)



行事予報



5 月

18日(土)～22日(水) ○第47回大鰐温泉つつじまつり

18日(土) ○第31回増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会

6 月

1日(土) ○第28回万国ホラ吹き大会

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

■3月受付分

戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

- ・小 橋 梨 美 (三ツ目内B)
- ・菊 池 恋 白 (蔵館5B)



大鰐町の人口と世帯数 令和6年3月末日現在

人 口	8,411人
前月比	-27人
男	3,873人
女	4,538人
平均年齢	57.3歳
世帯数	4,077世帯
前月比	+3世帯

おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・佐々木 秀 幸 (65歳) 森山 | ・成 田 喜 輔 (83歳) 九十九森 |
| ・岩 渕 礼 子 (93歳) 蔵館5B | ・成 田 フミエ (96歳) 蔵館5A |
| ・長 尾 キン子 (91歳) 唐牛 | ・林 テ ツ (85歳) 大鰐7B |
| ・成 田 文 治 (95歳) 大鰐5A | ・畑 野 はるゑ (97歳) 大鰐8 |
| ・山 口 兵 一 (94歳) 虹貝 | ・築 館 ス ミ (98歳) 蔵館5B |

はじめまして！ 令和6年度新採用職員を紹介します



総務課 ^{やまだ} 山田 ^{かな} 可奈

- 座右の銘 対面すれば破顔
- 町の好きなところ 温泉
- 町のみなさんへひとこと

初めての業務ばかりで分からないこともたくさんありますが、町のために自分ができることを精いっぱい頑張ります！



保健福祉課 ^{さわだ} 澤田 ^{よしのぶ} 吉伸

- 座右の銘 弱気は最大の敵
- 町の好きなところ 住民の方々が優しいところ
- 町のみなさんへひとこと

私は児童関係を担当しているので、地域に住む皆様が安心して出産や育児ができるように頑張っています！



企画観光課 ^{みずき} 水木 ^{りゅうしん} 龍伸

- 座右の銘 それ必勝の術、合変の形は機にあり
- 町の好きなところ 町民の方々が温かいところ
- 町のみなさんへひとこと

私は管財係に所属しているので、業者さんとのやりとりや公共施設の管理といった業務を通じて、大鰐町のことをもっと深く知り、町民の方々が暮らしやすい町づくりに努めます。



建設課 ^{くどう} 工藤 ^{はるな} 暖菜

- 座右の銘 笑う門には福来たる
- 町の好きなところ 大鰐温泉もやしが大好きです
- 町のみなさんへひとこと

町民の皆様が安心・安全に暮らすことができる環境の整備に尽力し、何事も全力で頑張りたいです。よろしくお願いいたします！

よろしくおねがいします！



●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>



今月の表紙

4月8日春の日差しがあたたかく、晴天に恵まれる中、大鰐小学校の入学式が行われました。

新入生を代表し、2人の児童が元気よく大きな声で誓いの言葉を述べました。新入生たちは、これからの学校生活に胸躍らせながら、堂々と入退場の行進をしていました。

広報おおわに No.748
令和6年5月号

発行 大鰐町
編集 大鰐町総務課

〒038-0211
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字
羽黒館5番地3
TEL 48・2111
FAX 47・6742
H P <http://www.town.owani.lg.jp/>
発行部数 3,900部



わになって みんなボカボカ 大鰐町

大鰐町



大鰐町HPへ
ジャンプします



大鰐町 LINE